

つがる西北五広域連合病院事業職員の感染症作業手当の特例に関する規程

令和 2 年 6 月 29 日

病院事業管理規程 第 19 号

改正 令和 3 年 6 月 3 日

病院事業管理規程 第 16 号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成24年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第18号。以下「給与規程」という。）第52条及びつがる西北五広域連合病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第1号。以下「会計年度任用職員給与規程」という。）第22条に規定する感染症作業手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(感染症作業手当の特例)

第2条 職員が、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（つがる西北五広域連合条例第4号）第1条第2項に定める病院及び診療所の感染症病棟、感染症外来（待合室を含む。）及びエックス線透視撮影場所その他のつがる西北五広域連合病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域において、次に掲げる作業に従事したときは、次項に定める額を感染症作業手当として支給する。この場合において、給与規程第52条及び会計年度任用職員給与規程第22条の規定は適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者として管理者が定める検査を受けたもの（以下「患者等」という。）の診療、看護及びエックス線透視撮影並びに当該病原体の付着した又は付着の疑いのある物件の処理作業

(2) 前号に定めるもののほか、患者等との接触又は同一スペースでの作業により感染リスクが高いとして管理者が特に認める作業

2 前項の手当の額は、1回の勤務につき3,000円（患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に1回の勤務において4時間以上にわたり接して行う作業に従事した場合にあつては4,000円）とする。ただし、前項第1号及び第2号の作業のうち心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

3 前項に規定する「1回の勤務」とは、所定労働時間又は所定労働時間から連続して勤務する時間外勤務までとし、所定労働時間と連続せずに勤務する時間外勤務については、所定労働時間数に満たない場合であっても1回の勤務とする。

4 手当の支給方法は、給与規程及び会計年度任用職員規程の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

(手当の内払)

2 給与規程第52条及び会計年度任用職員給与規程第22条の規定に基づいてこの規程の適用日から公表の日までに支給された新型コロナウイルス感染症に対する感染症作業手当は、第2条第2項の規定による感染症作業手当の内払とみなす。

附 則 (令和3年病院事業管理規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(手当の内払)

2 この規程による改正前の第2条第2号の規定に基づいてこの規程の適用日から公表の日までに支給された感染症作業手当は、この規程による改正後の第2条第2項の規定による感染症作業手当の内払とみなす。